

# 平成31年度 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金の概要

宮城県建築住宅センターでは、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減、及び災害時にも電気や熱を確保できる住まい（スマートエネルギー住宅）の普及を図るため、以下の補助対象設備等の導入もしくは施工をする方に対して、その費用の一部を補助します。

みやぎ環境税活用事業

## 1 補助対象設備等

| 対象設備等 |                           | 補助額・率               |
|-------|---------------------------|---------------------|
| 創エネ   | ①太陽光発電システム                | 4万円/件               |
|       | ②地中熱ヒートポンプシステム            | 補助対象経費の1/10（上限30万円） |
| 蓄エネ   | ③蓄電池                      | 8万円/件               |
|       | ④住宅用外部給電機器（V2H）           | 7万円/件               |
| 省エネ   | ⑤家庭用燃料電池（エネファーム）          | 12万円/件              |
|       | 既築，LPガス，寒冷地仕様             | 各3万円/件上乗せ           |
|       | ⑥HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム） | 2万円/件               |
|       | ⑦既存住宅省エネルギー改修             | 改修部位・範囲により 3千円～12万円 |
| 全体    | ⑧ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）    | 25万円/件              |

（注）⑧ZEHは他のメニューと併給不可

## 2 補助対象者

次の（1）から（4）までの全てを満たす方

（1）宮城県内に住所を有する個人

（個人住宅に設置した場合で、その居住者が代表を務める法人又は個人事業主の名義で申請することもできます。）

（2）全ての県税に未納が無いこと

（3）暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと

（4）太陽光発電システムの申請をする場合は「みやぎスマエネ倶楽部」に入会すること



## 3 対象となる設備設置・工事期間

平成30年12月1日～令和元年11月30日

に受給契約①・購入③～⑥・工事完了②⑦・引渡し⑧がされたもの ※原則、事後申請になります。

## 4 申請受付期間

令和元年5月13日（月）～令和元年12月27日（金）（必着）

（補助金の申請が予算額に達した場合は、受付を前倒して終了いたします。）

1～4の補助要件等の詳細については、要綱及び手引きをご覧ください。

補助金の申請先・お問い合わせは

（一財）宮城県建築住宅センター 住宅保証課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1-20 ふるさとビル6階

TEL 022-265-3605 FAX 022-213-2789

ウェブサイト <http://www.mki.or.jp> メールアドレス [eco@mki.or.jp](mailto:eco@mki.or.jp)